

社会福祉法人あおい福祉会

グループホームしらかぼおとふけ

重要事項説明書

重要事項説明書

令和8年4月1日現在

当施設は、サービス利用者に対して、認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

施設概要及びサービス内容、契約上ご留意いただきたいことをご説明いたします。

当施設への入居は、要介護認定の結果「要介護」「要支援2」と認定された方が対象となります。まだ要介護認定を受けていない方でも入居は可能です。

1 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人あおい福祉会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 川崎 真紀子
所在地	帯広市東5条南5丁目5番地8
電話番号	0155-27-1430
設立年月日	平成23年12月1日

2 施設の概用

施設名称	グループホームしらかばおとふけ 1階 あい 2階 ゆめ
施設所在地	河東郡音更町新通7丁目3番地19
施設の責任者	安井 芙美子
管理者名	1階 あい 安井 芙美子 2階 ゆめ 大城 美穂
居室、定員数	1階 あい 9室 9名 2階 ゆめ 9室 9名
電話番号	0155-32-4566

F a x 番 号	0 1 5 5 - 3 2 - 4 4 5 5
開 設 年 月 日	平 成 2 4 年 2 月 1 日
施 設 種 類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
保 険 事 業 者 指 定 日	平 成 2 4 年 2 月 1 日 平 成 2 4 年 2 月 1 日 (介護予防)
事 業 者 指 定 番 号	0 1 9 4 7 0 0 2 8 2
事 業 目 的	認知症になられた要支援2及び要介護状態にある方に対して、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護または指定認知症対応型共同生活介護を提供することにより、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもと、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること。
運 営 方 針	サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者がそれぞれ役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮するとともに、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定して日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを計画的に行う。
防 犯 防 災 設 備	スプリンクラー 火災報知器 消火器 自家発電装置

3 居室概要

居 室 面 積	約 1 1 平方メートル
共 同 設 備	玄関 事務室 駐車場 各ユニットに リビング (テーブル、イス、テレビが設置されています) 洗面所 浴室 脱衣室 台所 食堂 トイレ (車椅子対応) 3

4 職員体制（令和7年7月1日現在のため、ご入居時、増減している場合があります）

1階 あい

職 種	人 員 数	備 考
管 理 者	1 名	計画作成担当者・介護職員兼務
計画作成担当者	1名以上	管理者・介護職員兼務
介 護 職 員	6名以上	
看 護 師	1 名	両ユニット介護職員兼務

2階 ゆめ

職 種	人 員 数	備 考
管 理 者	1 名	介護職員兼務
計画作成担当者	1名以上	介護職員兼務
介 護 職 員	6名以上	
看 護 師	1 名	両ユニット介護職員兼務

5 勤務体制

早 出	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
日 勤	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
遅 出	1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0
夜 勤	1 6 : 1 5 ~ 9 : 1 5

6 介護サービス体制

サービス種類	サービス内容
食 事	栄養士が計画する献立表により利用者の身体状況を考慮した食事を提供します。
食 事 時 間	朝食 7 : 3 0 昼食 1 1 : 3 0 夕食 1 7 : 0 0
排 泄	利用者の心身状況に応じ適切な排泄介助を行い、排泄の自立を促進します。
入 浴	状況に応じた入浴を援助、支援します。
着 脱 衣	利用者の生活習慣、心身状況を考慮して着替えを行います。
健 康 管 理	状況に応じて嘱託医に受診し、利用者の健康管理に努めます。
相 談 ・ 援 助	利用者やご家族からの相談に出来る限りの援助を行います。
介 護 プ ラ ン	ご家族、利用者の意向を踏まえ慎重に作成します。
支 援	利用者の気持ち、ご家族の意向により必要な支援をいたします。

7 サービスの利用料金

(1) 月額施設利用料

基本となる料金です。介護度にかかわらず共通の費用となります。

家賃相当額	30,000円	ただし、生活保護受給の方は25,000円
食材料費	42,000円	
水道光熱費	25,000円	ただし、生活保護受給の方は23,500円
合計	97,000円	

※ ただし、10月から翌4月までの期間は冬期暖房費として別途、月額8,500円かかります。

※ 毎月、定額です。入居時、退去時のみ、日割りで計算します。

(2) 介護サービス利用料金

利用者の介護度及び所得金額に応じた介護保険の自己負担金が生じます。

※一定以上の所得がある場合、1. 基本部分及び2. 加算部分の自己負担金の額は2倍又は3倍の額となります。

1. 基本部分

令和8年4月1日現在

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	7,490円	7,530円	7,880円	8,120円	8,280円	8,450円
保険給付額	6,741円	6,777円	7,092円	7,308円	7,452円	7,605円
自己負担金	749円	753円	788円	812円	828円	845円
30日利用自己負担分(1割負担の方)	22,470円	22,590円	23,640円	24,360円	24,840円	25,350円

「利用料金」から「保険給付額」を差し引いた「自己負担金」にその月の利用日数を乗じた額が、基本サービス費の自己負担金(1割負担の方)となります。

2. 加算部分

① 新規に入居された場合及び入居してから30日以上病院等に入院された後に、当該事業所に再び入居された場合には、入居日及び再入居日から30日間は、介護保険の初期加算として、1日30円かかります。

② 入院後3か月以内に退院が見込まれる場合には、1月に6日分、最長12日分が入退院支援として、1日246円かかります。

③ 職員として看護師を配置している医療連携体制加算(I)ハ(要介護の方のみ)として1日37円、30日利用で1,110円かかります。

④ 介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であるサービス提供体制強化加算Iとして1日22円、30日利用で660円かかります。

- ⑤ 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を常時確保し、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合に、協力医療機関連携加算（要介護の方のみ）として、1月100円かかります。
- ⑥ 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合1回に限り退居時情報提供加算として、250円かかります。
- ⑦ 利用期間が1か月間を超える利用者が退去する際に、当該利用者が居宅において退居後の居宅サービス又は地域密着型サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得た上で、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市区町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は 地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回を限度として、退去時相談援助加算400円かかります。
- ⑧ 介護職員のキャリアパス要件、月額賃金改善要件及び職場環境等要件を全て満たしている介護職員等処遇改善加算Ⅰとして、1か月の自己負担金の18.6%分がかかります。
- ⑨ 初老期における認知症によって要介護（支援）者となった入所者40歳以上65歳未満（65歳の誕生日の前々日まで）の方に対して個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性や ニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として1日120円、30日利用で3,600円かかります。

※ 要介護1の方（30日利用）の場合

1か月の自己負担金＝基本部分22,590円＋③1,110円＋④660円＋⑤100円
＝24,460円

介護職員等処遇改善加算：24,460円×18.6%＝⑧4,550円

※ 要介護1の方（30日利用）の場合

加算分として③＋④＋⑤＋⑧＝6,420円かかります。

※ ただし、要支援2の方（30日利用）の場合、③医療連携体制加算（Ⅰ）ハ、⑤協力医療機関連携加算は適用になりませんので、1か月の自己負担金（基本部分22,470円＋④660円）は23,130円となり、介護職員等処遇改善加算Ⅰは4,302円かかります。

※ 要介護認定を受けていない場合

サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。

その後、要介護認定を受けた後自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

これを償還払いと言います。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な書類を交付致します。

介護度に変更があり保険給付額に変更があった場合、変更額にあわせ自己負担額を変更いたします。

3. その他

(3) 介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金

診察代、薬代	個人負担分の病院診察料、薬代です。	実費
理美容代	利用者、その家族に確認の上実施します。	実費
日用品・雑貨代	日常生活の中で利用者個人が必要とする品物です。	実費
介護用品代	おむつ等利用者個人が必要な品です。	実費

(4) 月額利用料金の目安

(1) 月額施設利用料	97,000円	
(2) 介護保険1割自己負担金	円	要支援2・要介護()
(3) 介護保険外の利用料金	円	
合 計	円	

(5) 欠食の取り扱い

3日前までにお申し出いただきますと、食材料費相当額を割引します。

※ 木曜日から欠食する場合は、月曜日にお申し出ください。

※ 1食でも食事をした日は、食事をした日に数えます。

※ 欠食がある月の食材料費は、1日1,400円×実際に食事をした日数です。

(6) 入院時、不在時の取り扱い

入院時、不在時は、介護保険給付費は支給されませんので、自己負担額の請求もありません。3日前までにお申し出いただきますと、食材料費相当額を割引します。

欠食時の取り扱いと同じです。食材料費以外の割引は、ありません。

8 利用料金の支払方法

サービスの利用料金及び費用は、1か月ごとに計算し、当月分を翌月5日までに入居者または身元引受人宛てに請求書を送付いたしますので、毎月14日までにお支払い願います。

お支払い方法については、ホームの指定する金融機関（帯広信金）からの引き落としとします。

※1ヶ月に満たない期間の請求は、利用日数に基づき計算した金額となります。

9 協力医療機関

医療機関名	診療科目・営業形態	住 所
北海道立緑ヶ丘病院	精神科	音更町緑ヶ丘1番地
医療法人社団博仁会大江病院	精神科	帯広市西20条南2丁目5番3号
医療法人社団音更宏明館病院	内科	音更町木野大通東17丁目1番6
十勝うちのクリニック	内科・外科	帯広市西2条南6丁目1番地
緑陽台歯科診療所	歯科	音更町緑陽台仲区11番地

しらかば調剤薬局 音更店	調剤薬局	音更町大通16丁目3番地5
--------------	------	---------------

10 苦情の受付

施設やサービス等あらゆる苦情・ご意見を随時受け付けています。担当者が不在の場合は管理者及び職員が対応にあたります。苦情による不利益を受ける事は一切ありませんので、お気づきの点がございましたらご遠慮なくお申し付けください。

担 当 者	ホーム課長 安井 芙美子
窓 口 電 話 番 号	0155-32-4566
F A X 番 号	0155-32-4455

当ホーム以外の相談・苦情窓口等

音更町保健福祉部高齢者福祉課	0155-32-4567 音更町新通8丁目5番地
北海道国民保険団体連合会	011-231-5161 札幌市中央区南2条西14丁目

11 第三者評価の実施について

訪問調査日	令和7年11月4日
評価機関名	ニッポン・アクティブライフ・クラブ
免除確定日	令和6年4月5日
情報開示の有無	有 (https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/hyokasrch.nsf/ptop)

12 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 身体的拘束等の禁止

当施設は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除きます。その場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者の身元引受人等に同意を得て行います。

14 秘密の保持と個人情報の取り扱いについて

秘密の保持	業務上知り得た利用者またはその身元引受人に関する秘密については、利用者の生命、身体等を保護するための緊急の必要性があるなど正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または漏洩することはありません。
個人情報の取り扱い	利用者の個人情報については、適切に取り扱うよう努めます。

15 契約の終了について

自動的に終了する事由	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が介護保険の「要支援1」または「自立」と認定されたとき • 利用者が医師により、認知症の状態にないと診断されたとき • 契約期間が満了したとき • 利用者が死亡したとき • 利用者が連続して3か月を超えて医療施設に入院することが見込まれたとき • 利用者が、点滴など日常的に医療行為が必要な状態となったとき • 利用者が他の介護施設に入所したとき • 事業者が、天災事変等によりサービスの提供を続けられなくなったとき
------------	--

16 身元引受人について

利用にあたり、身元引受人を定めていただきます。

身元引受人の義務	<ul style="list-style-type: none"> • サービスを利用するにあたって、利用者のすべての債務について連帯保証 • 利用者の入院、治療への協力 • 利用契約終了後の利用者の受入れ先の確保 • 利用者が死亡した場合の居室の明け渡し、残置物の引取りなど
----------	---

17 ハラスメントの防止について

(1) 適切なサービス提供を確保する観点から、従業者に対する次に示すハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。

- ① パワーハラスメント（身体的、精神的に危害を及ぼす行為）
- ② カスタマーハラスメント（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって追い詰める行為）
- ③ セクシャルハラスメント（意に沿わない性的な言動などで嫌がらせをする行為）
- ④ その他従業者を追い詰める行為

(2) 職員と利用者やその家族間とのハラスメント防止に向けて、ハラスメント相談窓口及び責任者の設置、解決に向けた取り組みを行います。

社内相談窓口	社会福祉法人あおい福祉会（事務局長 星 由紀子） 0155-27-1430
外部相談窓口	しまや事務所（所長 嶋谷 耕治） 0155-26-4864

1 8 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待防止に努めると共にその発見、通報、保護を積極的に行い関係機関との連携を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を作成し、虐待防止のための体制を整備します。

(3) 事業所において高齢者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待やその他虐待と思われる行為が行われないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施します。

(4) 高齢者虐待を発見又はその情報を入手した場合は速やかに関係機関に通報します。

(5) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

法人責任者	社会福祉法人あおい福祉会（事務局長 星由紀子） 0155-27-1430
事業所内責任者	ホーム課長 安井芙美子
事業所内担当者	ホーム係長 沼田 景子

指定認知症対応型共同生活介護サービス重要事項説明書同意書

説明年月日 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項について説明を行いました。

事業者

社会福祉法人あおい福祉会

指定認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームしらかばおとふけ

事業所番号 0194700282

説明者

職名

説明者署名 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービス内容及び重要事項について説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

身元引受人（続柄： _____）

住所 _____

氏名 _____ ⑩

重度化した場合における医療体制
並びに看取りに関する指針

社会福祉法人あおい福祉会
グループホームしらかぼおとふけ

重度化した場合における医療体制並びに看取りに関する指針

介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護サービスを受けている利用者が、当該事業所において継続的な利用ができるよう、日常的な健康管理の他に医療的対処が必要となった場合に、適切な対応が取れる体制等について以下の指針を定めます。

- 1、 利用者に対し日常的な身体観察やバイタルチェック等により健康管理を行います。
- 2、 利用者の主治医や協力医療機関との連携を密にし、同意された範囲内で利用者の個人情報を提供させていただきます。
- 3、 利用者が入居中に重度化した場合には、主治医や協力医療機関の医師の指示に従い、適切な対応や処置を行います。また、利用者及びその家族の意向や緊急性の度合いを勘案し、適切な医療が受けられるよう対処、援助します。
- 4、 医療的判断により、医療機関での治療がなく、利用者に対し看取り等の対応が必要になった場合、当該介護サービスの役割や利用者本人及び家族の意向を確認し、主治医や担当看護師等を交え、以後の対応を協議することとします。
- 5、 担当看護師へは24時間連絡が可能な体制を取るとともに、日頃から利用者の状態を把握し、急性期及び状態悪化時においても適切な対応が取れる体制を確保します。また、担当看護師は必要により介護従事者に対し医療面の指導を行い必要な助を行える体制を確保します。
- 6、 当該介護サービスの利用途中において、利用者の状態の変化や、利用者本人及び家族の希望等に変化、変更が生じた場合は、随時話し合いの場を設け、その後の対応について協議するものとします。
- 7、 当該介護サービスの利用途中において、利用者の容態変化等により入院となった場合、入院期間中の利用料金については居室費、水道光熱費を徴収させていただきます。尚、その他の利用料金(介護費用含む)については退居日当日及び再入居日当日は徴収の対象となります。また、外泊についても同様の取り扱いとなります。
- 8、 担当看護師は、他の介護従事者と同様に正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報を漏らすことがないよう対処します。
- 9、 この指針は、平成26年11月1日から施行する。

医療連携体制加算とは

環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して指定認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要になった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。

算定要件について

- ・看護師により24時間連絡体制を確保していること。
- ・重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

具体的なサービス内容について

- ・利用者に対する日常的な健康管理。
- ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連携・調整。
- ・看取りに関する指針の整備。

医療連携体制加算金額

上記（算定要件について・具体的なサービスについて）基準に適合するものとして、市町村に届け出た指定認知症対応型生活介護事業所において、指定認知症対応型生活介護を行った場合は、医療連携体制加算（Ⅰ）ハとして、1日につき所定単位数（37単位＝37円）を加算する。

社会福祉法人あおい福祉会

グループホームしらかぼおとふけ

利用同意契約書

利用同意契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人あおい福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）の利用に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（以下「法」という。）のもと、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び著しい異常行動がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもと、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としてサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用者負担金その他利用料を支払うものとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 前項の規程にかかわらず、契約期間満了の30日前までに利用者から事業者に対し、文書による解約の申し入れがない場合で、利用者が要介護認定の更新において要介護または要支援2と認定された場合には、本契約は更新されるものとします。

（計画の決定及び変更）

第3条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、介護職員と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という。）を作成します。

- 2 ケアプランの作成にあたっては、その内容について利用者及びその身元引受人に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- 3 事業者は、常にケアプランの実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその身元引受人と協議したうえで、ケアプランを変更するものとします。

(サービスの内容)

第4条 事業者は、利用者に対して次のサービスを行うものとします。

- (1) 居室の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (4) 日常生活上の世話
- (5) 日常生活の中での機能訓練
- (6) 相談、援助
- (7) 健康管理

(利用料)

第5条 利用者は、サービスの利用料として「重要事項説明書」に定める料金を毎月支払います。

- 2 契約期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改正が必要となったときは、改定後の金額を適用するものとします。その場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対して改正の施行時期及び改定後金額を通知し、本契約の継続の意思について確認するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、別途支払いを受ける費用について料金を改定することがあります。その場合、事業者は利用者に対して、事前に書面にて通知するものし、本契約の継続に意思について確認するものとします。
- 4 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者及びその身元引受人に対し、当該サービス内容及び費用に関し、事前に書面にて説明した上で同意を得るものとします。また、利用料の改定時についても同様とします。
- 5 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月14日までに事業者が指定した方法で、支払うものとします。
- 6 事業者は、利用料を受領した時は、利用料とその他の費用について記載した領収書を発行します。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、利用者に対して提供したサービスの記録を作成し、それを完結の日から2年間保存するものとします。

- 2 利用者及びその身元引受人は、前項の記録を閲覧することができます。また、複写に係る実費相当額を支払うことにより、その複写物の交付を受けることができます。

(緊急時の対応)

第7条 事業者は、利用者により病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第8条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備するものとします。

- 2 事業者は、非常災害に備えて、災害対策の責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

(身体的拘束等の禁止)

第9条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除きます。

(衛生管理等)

第10条 利用者が利用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとします。

(利用上の留意事項)

第11条 利用者は、居室及び共用部分、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 サービスの提供のため及び安全、衛生管理上必要があると認められる場合には、事業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合においては、利用者のプライバシーに十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者の故意または過失により建物、設備、備品などを滅失、破損、汚損した場合には、利用者の費用負担にて原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

(苦情処理)

第12条 事業所は、その提供したサービスに関して、利用者またはその身元引受人からの苦情を受け付ける窓口及びその責任者を設置し、要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するものとします。

- 2 利用者は、前項の窓口のほか、「重要事項説明書」に記載の行政機関等に対しても苦情等を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者及びその身元引受人が苦情等の申し立てを行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いを行うことはありません。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその身元引受人の了解を得ます。

(秘密の保持)

第14条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその身元引受人（利用者であったものを含む。以下同じ。）に関する秘密については、利用者の生命、身体等を保護するため緊急の必要性があるなど正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または漏洩することはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(事故発生時の対応)

第15条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、身元引受人などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- 2 その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

(身元引受人)

第16条 利用者は、身元引受人を定めるものとします。

- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者のすべて債務について利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3 前項のほか、身元引受人は、次の各号について責任を負うものとします。
 - (1) 利用者が治療または入院に関する手続きへの協力
 - (2) 本契約終了後、事業者と連携して利用者の状態に適合した受け入れ先の確保に努めること
 - (3) 利用者が死亡した場合、居室の明け渡し、残置物の引取りその他必要な措置をとること
 - (4) 身元引受人を辞任する場合、新たな身元引受人を選定し、その交代を事業者へ書面にて通知すること

(損害賠償)

第17条 事業者は、その責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償するものとする。

(免責事項)

第 18 条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない場合は、その損害の賠償責任を負いません。また次の各号のいずれかに該当する場合もその賠償責任を負わないものとします。

- (1) 利用者が、本契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生したとき
- (2) 利用者またはその身元引受人が、サービスの実施にあたって必要な事項について事業者の聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生したとき
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者のサービスの提供を直接の原因としない事由によって損害が発生した場合
- (4) 地震、火災、水害等の災害その他事業者に責任のない事由によってサービスの提供ができず、利用者及びその身元引受人に損害が生じた場合

(契約終了の事由)

第 19 条 利用者が次の各号に該当した場合、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が、要介護認定において「自立」または「要支援 1」と判定された場合
- (2) 利用者が、医師により認知症の状態にないと判断されたとき
- (3) 契約期間が満了したとき
- (4) 利用者が死亡したとき
- (5) 利用者が連続して 3 か月を超えて医療施設に入院することが必要と見込まれたとき
- (6) 利用者が、点滴など日常的に医療行為が必要な状態となったとき
- (7) 利用者が他の介護保険施設に入所したとき
- (8) 当該建物が天災事変その他の事由により滅失または重大な毀損によりサービスの提供が続けられなくなったとき

(利用者からの解約等)

第 20 条 利用者は、事業者に対し、1 か月前までに書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第 21 条 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な事由なく本契約に定めるサービスを実施しないとき
- (2) 事業者が第 14 条に定める守秘義務に違反したとき
- (3) 事業者が、故意または過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者から身体、財産、信用等を傷つけられた場合または傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第22条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者及びその身元引受人が、本契約締結時に利用者の心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、サービス利用料の支払いを3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これを支払わない場合
- (3) 利用者が3か月以上不在を続け、居住の継続が困難または利用者に居住の意思がないと合理的に判断できるとき
- (4) 利用者及びその身元引受人、ならびに親族等が故意または重大な過失により、事業者または職員、他の利用者等の身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約終了時の援助)

第23条 事業者は、本契約が終了し利用者が退去する場合、利用者の希望に応じて、その心身の状態、置かれている環境等を勘案して、次の各号のうち必要な援助を速やかに行うものとします。

- (1) 適切な医療機関または介護保険施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者等の紹介
- (3) その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(入院時の取り扱い)

第24条 事業者は、利用者が医療施設に入院した場合において、3か月以内に退院し利用者が希望したときには、退院後は再びサービスを利用できるように取りはからうものとします。

2 前項の場合、利用者は、入院期間中、「重要事項説明書」で定める費用を事業者に支払うものとします。

(居室の明け渡し)

第25条 利用者は、本契約終了日に居室を明け渡すものとします。

- 2 利用者は、退去時までに居室を入居前の状態に原状回復するものとします。
- 3 利用者が契約終了日までに居室を退去しない場合、利用者は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る「重要事項説明書」で定める費用を事業者に対して支払うものとします。

(残置物の引取等)

第26条 事業者は、本契約が終了後、利用者の残置物がある場合には、利用者による旨を連絡するものとし、利用者は、連絡を受けてから2週間以内に残置物を引き取るものとします。

2 事業者は、利用者が残置物を引き取らない場合には、利用者の負担にて利用者へ送達するものとします。利用者が引き取りに応じない場合には、身元引受人へ引き渡すものとします。

(ハラスメント防止)

第 27 条 事業者は、当従業者に対し利用者やそのご家族よりハラスメント行為を認識した場合、ハラスメント防止指針に則り、速やかにハラスメント内容の確認や然るべき措置を講じるものといたします。

(虐待防止のための措置)

第 28 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。

(2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める。

(3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(6) 虐待防止のための指針の整備

(7) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

2 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 29 条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人あおい福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者

住所 -----

氏名 ----- ㊟

身元引受人

住所 -----

氏名 ----- ㊟

事業者

住所 北海道帯広市東5条南5丁目5番地8

氏名 社会福祉法人あおい福祉会

理事長 川崎 真紀子 ㊟

社会福祉法人あおい福祉会

グループホームしらかぼおとふけ

運営規程

社会福祉法人あおい福祉会
グループホームしらかばおとふけ運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人あおい福祉会が設置するグループホームしらかばおとふけ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「職員」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態。以下同じ。）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び著しい異常行動がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもと、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者がそれぞれ役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮するとともに、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定して日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを計画的に行う。

- 2 常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう心がけ、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの内容や提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 明るく健康的な雰囲気のもと地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し常に改善を図るものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報そ

の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームしらかばおとふけ
あい(1階)、ゆめ(2階)
- (2) 所在地 所在地 河東郡音更町新通り7丁目3番地19

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

あい(1階)

- (1) 管理者 1名(計画作成担当者及び介護職員を兼務する場合がある)
管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対して遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上(管理者及び介護職員を兼務する場合がある)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。
- (3) 介護職員 6名以上(管理者又は計画作成担当者、看護師を兼務する場合がある)
介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。
- (4) 看護師 1名(介護職及び他ユニットの看護師を兼務する場合がある)
看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。重度化した場合の対応、看取りに関する対応や計画を立て24時間連絡可能な体制をとる。

ゆめ(2階)

- (1) 管理者 1名(計画作成担当者及び介護職員を兼務する場合がある)
管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対して遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上(管理者及び介護職員を兼務する場合がある)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。
- (3) 介護職員 6名以上(管理者又は計画作成担当者、看護師を兼務する場合がある)
介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(4) 看護師 1名 (介護職及び他ユニットの看護師を兼務する場合がある)

看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。重度化した場合の対応、看取りに関する対応や計画を立て24時間連絡可能な体制をとる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 あいユニット 9名

ゆめユニット 9名

(定員の遵守)

第7条 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 サービスの対象は、要介護状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

2 正当な理由無くサービスの提供を拒まない。

3 サービスの提供を求められた際には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

4 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

5 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

6 サービスの開始に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

7 利用申込者が入院治療を要する者であるなど、事業所が必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。

8 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、生活歴、病歴の把握に努める。

9 サービスの開始に際し、予め利用者及びその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に関し重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

10 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(計画の作成)

第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、介護職員と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画の原案を作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 7 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(サービスの方針)

第10条 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に努めるよう、適切な技術をもって行う。

- 2 サービスの提供は、計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、配慮して行う。
- 3 介護職員は、サービスの提供にあたって、利用者及び家族に対して必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 その利用者に対して、利用者の負担により当該事業所の介護職員以外の者による介護を受けさせないものとする。
- 5 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護職員が共同で行うよう努めるものとする。
- 6 利用者本人又は他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 7 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

第11条 介護の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(利用料などの受領)

第12条 事業所が提供するサービスの利用料は、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額の1割負担、2割負担及び3割負担とし、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費の提供に要する費用 月額42,000円(1日単価1,400円)

(2) 家賃 月額30,000円

ただし、生活保護受給者については、月額25,000円とする。

(3) 光熱水費 月額25,000円

ただし、生活保護受給者については、月額23,500円とする。

ただし、10月から翌4月までの期間は冬期暖房費として別途、月額8,500円とする。

(4) 診察代、薬代 金額は実費

(5) 理美容代 金額は実費

(6) 介護用品代 金額は実費

(7) 前各号に掲げるもののほか、介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 法定代理受領サービスに該当しないサービス費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行う事が困難である場合は、その同意を得た上で代行する。

3 常に利用者の家族と連携を図り、利用者と家族の交流などの機会を確保する。

(利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者はそれぞれの役割を持って介護職員とともに家庭的な環境のもとで、火の取扱い、金品の貸し借り、暴力行為等、共同生活の秩序を守り相互の親睦のもと、日常生活を送ること。

(入退居の記録の作成)

第 16 条 入居に関して、入居年月日、事業の種類、名称を被保険者証に記載する。

2 退去に関しては退去年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第 17 条 利用者が、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に連絡する。

(1) 正当な理由なく、サービスの利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 18 条 利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 介護職員の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

3 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 20 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知しておく。

2 事業所は、非常災害に備えて、災害対策の責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止)

第 21 条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定により身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(衛生管理等)

第 22 条 利用者が使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置

を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第23条 事業所は、その提供したサービスに関して、利用者又はその家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者又はその家族からサービスの提供に関する苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7若しくは法第115条の17の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供したサービスに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第24条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得る。

（秘密の保持）

第25条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族（利用者であったものを含む。以下同じ。）の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(地域との連携など)

第 26 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 27 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
 - (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める。
 - (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (6) 虐待防止のための指針の整備
 - (7) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (8) 前 7 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第 28 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(損害賠償)

第 29 条 事業所は、その責任により利用者を生じた損害について、速やかにその損害を賠償するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント行為に関する事項)

第31条 事業所は、利用者に対して質の高いサービス提供を実現するために、職場内及び職員と利用者やその家族等間のハラスメントを防止する策を講じるとともに、次にあげる必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、ハラスメント対策の周知徹底及び、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的にハラスメント対策の見直しを行い、必要に応じてハラスメント指針の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第32条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人あおい福祉会と事業

所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

- ・平成26年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成27年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成27年6月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成28年7月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成29年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成30年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成30年10月1日から第5条を改定し施行する。
- ・平成31年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・令和2年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・令和3年4月1日から第5条を改定し施行する。
- ・令和3年10月1日から第3・5・6・12・22・26・27・30・31条を改定し施行する。
- ・令和5年6月1日から第12条を改定し施行する。
- ・令和8年4月1日から第12条（3）を改定および第31条を追加し施行する。